大学院　在学中に奨学金を希望する皆さんへ

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2024年度在学者用

貸与奨学金案内

（大学院）

スカラネット
入力下書き用紙

確認書兼個人信用情報の
取扱いに関する同意書

在中

無利子貸与奨学金（定期採用・緊急採用）

- 第一種奨学金

有利子貸与奨学金（定期採用・応急採用）

- 第二種奨学金
- 入学時特別増額貸与奨学金

貸与奨学金とは
どんな制度かな？
⇒6ページへ

申込みの対象や資格は？
⇒6ページへ

選考基準は？
⇒9ページへ

申込手続きが知りたい。
⇒23ページへ

採用された後に
必要な手続きは？
⇒33ページへ

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2024年（令和6年）4月1日

目 次

ページ
貸与奨学金案内　ダイジェスト……4
はじめに　貸与奨学金を希望する皆さんへ……5
第１部　貸与奨学金制度の概要
１．貸与奨学金の種類と貸与額……6
２．対象者……6
３．貸与奨学金の申込資格……7
４．募集時期と貸与期間……8
５．貸与奨学金の選考基準……9
６．貸与奨学金の交付……10
７．利率……11
８．元利均等返還……11
９．特に優れた業績による返還免除……12
10．返還方式……12
11．個人信用情報機関の登録と利用等についての同意……14
12．保証制度……16
13．再貸与……21
14．「授業料後払い」制度……22
第２部　申込手順等
１．申込みの流れ……23
２．必要書類と提出先の確認……25
３．入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ……26
４．収入に関する証明書類及び「【用紙②】収入計算書」の作成……27
５．スカラネットによる申込み……31
第３部　奨学金の貸与開始～返還
１．採用決定……33
２．奨学生採用に係る書類の交付……33
３．マイナンバーの提出……33
４．「返還誓約書」の提出……33
５．奨学金貸与中の手続き・注意事項……34
６．貸与終了後の返還……35
資料　奨学金の返還を延滞した場合……39
参考１　機関保証制度の保証料（目安）……40
参考２　機関保証制度の「保証委託約款」……42

~~◆「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」、「【用紙②】収入計算書」及び「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は本冊子の22～23ページの間に挟みこんでいます。~~

~~◆「【用紙②】収入計算書」は「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」6～7ページに、また、「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は「【用紙②】収入計算書」の1～2ページに挟み込んでいます。~~

説明を読みながら、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」、「【用紙②】収入計算書」、「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に必要な事項を記入してください。

【本冊子の用語】

機構	独立行政法人日本学生支援機構
あなた	貸与奨学金に申し込む学生本人
公庫	株式会社日本政策金融公庫

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し､インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的 の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

貸与奨学金案内　ダイジェスト

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

貸与奨学金の募集時期はいつですか？

原則、春と秋に在学校を通じて奨学生の募集を行います。在学校に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

無利子「第一種奨学金」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。（詳細は６ページ、貸与期間については8ページ）
「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については11ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

2024年度に国内の**大学院（通学・通信問わない）**に在籍しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。貸与基準（学力・家計・人物）により選考を行います。（詳細は６～７ページ、学力・家計基準は９～10ページ）

返還方式にはどのような種類がありますか？

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。（詳細は12～14ページ）
※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

保証制度にはどのような種類がありますか？

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の２つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。（詳細は16～20ページ）
※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した人は機関保証制度のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ

はじめに　貸与奨学金を希望する皆さんへ

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

この冊子では、大学院へ進学後に大学院の窓口で申し込みを行う「在学採用」について説明しています。
貸与奨学金（借入金）には返還の必要があります。
この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。

重要

1　貸与奨学金（借入金）について

機構が貸与する奨学金には次の種類があります。

1．第一種奨学金（無利子）
2．第二種奨学金（有利子）
3．入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

（1）貸与奨学金は、「もらう」ものではなく**あなた自身が「借りる」**ものです。

（2）貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、**学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。**

【本当に必要な金額？借りすぎに注意！】

（3）奨学金の貸与を受けるのはあなたです。**返還義務もあなたにあります。**

（4）貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。

（5）返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期日を先送り）する制度等があります。

（6）入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併せて申し込みます。

（7）貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

2　本冊子の構成及び申込手続きについて

本冊子は第１部（6～22ページ）において、貸与奨学金制度の概要及び募集要項を記載しています。最初に読んで、貸与奨学金を申し込む基準を満たしているのかを確認してください。

第１部を読んで奨学金の利用を希望する場合は、第２部～第３部（23～38ページ）及び資料、参考の説明をよく読んで理解したうえで、在学校の奨学金窓口を通して申込手続きを行ってください。申込みに基づく学校からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、学校を通じて通知します。

第１部　貸与奨学金制度の概要

1　貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には次の３種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月１回振込
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月１回振込
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の**振込時**に増額して１回だけ振込

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。
　併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。
※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金又は 第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。
※入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れについては26ページ **3** を参照してください。
※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については11ページ **7** を参照してください。

(1) 第一種奨学金　大学院の課程の区分に応じた金額を選択します。

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	50,000円　88,000円	80,000円　122,000円

(2) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第二種奨学金	50,000円　80,000円　100,000円　130,000円　150,000円	

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額
４万円増額（15万円＋４万円＝月額19万円）
７万円増額（15万円＋７万円＝月額22万円）

※増額分の利率については11ページ **7** (2)を参照してください。

［大学院の課程の区分］

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※６年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（４年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。
申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限ります。

2　対象者

2024年度に国内の**大学院（通学・通信問わない）**に在学している人が対象です。なお、海外大学院の日本校に在学している人は、海外用の奨学金案内を利用して申込手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

3　貸与奨学金の申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金を受けたことがある人

ア．奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

Ⅰ．過去に受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ．過去に受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ．奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ．過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

詳しくは21ページ 13 を参照してください。

③債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続はできません。

④外国籍の人

外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※１）。

国　籍		在留資格等（※２）		提出書類
日本国以外	⇒	法定特別永住者（※３）	⇒	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの （いずれか１点）
		永住者		
		日本人の配偶者等		
		永住者の配偶者等		
		定住者（※４）		
		家族滞在（※５）	⇒	上記の書類に加えて ・「出入国記録の写し」（原本）（※6）
		上記以外（留学等）	⇒	申込資格がありません（※７）

（※１）申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。
なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※２）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※３）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※４）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。

（※５）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※６）ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。

（※７）申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

4 募集時期と貸与期間

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の２種類があり、募集時期が異なります。

申込期限を在学校に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください（申込期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

(1) 定期採用

原則、春（一次採用）及び秋（二次採用）に在学校を通じて奨学生の募集を行います。申込締切日は在学校に確認してください。貸与奨学金の種類ごとの貸与期間は下表の貸与始期から貸与終期までです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
第一種奨学金【無利子】	（春）2024年４月 （秋）2024年10月	原則として卒業予定期
第二種奨学金【有利子】	（春）2024年４月～９月の間で希望する月 （秋）2024年10月～2025年３月の間で希望する月	原則として卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】	入学月 ・4月入学者は春（一次採用）にて申込みが必要です。 ・入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月とする必要があります（例：入学年月が2024年４月の場合、春（一次採用）にて申し込み、第二種奨学金の貸与始期も2024年４月）。貸与始期が入学年月とならない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申込みできません。	

（※）2024年度秋季入学者の貸与始期及び貸与終期については、在学校へご確認ください。

(2) 緊急採用・応急採用

生計維持者（本人。配偶者がいるときは本人及びその配偶者等）の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時募集を行っていますので在学校に相談してください（ただし、家計急変事由発生から12か月以内に申し込む必要があります）。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用（第一種奨学金）【無利子】	家計急変の事由が発生した月～2025年３月の間で希望する月（注）	原則として卒業予定期
応急採用（第二種奨学金）【有利子】		
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】	入学月 ・入学時特別増額貸与奨学金を緊急採用・応急採用と同時に申し込む場合、緊急採用・応急採用の貸与始期は入学年月とする必要があります。	

（注）家計急変の事由の発生した月が2024年４月より前の場合は、家計急変の生じた月まで貸与始期をさかのぼることができます。ただし、2024年度入学者は、入学月より前にさかのぼることができません。
家計急変の事由が発生した月が2024年５月以降の場合は、**応急採用（第二種奨学金）に限り**、2024年４月まで貸与始期をさかのぼることができます。

［参考］長期履修学生の貸与期間について（詳細は在学校に確認してください。）

●第一奨学金：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

●第二奨学金：所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学校が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士・博士前期課程	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士・博士後期課程	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。
※課程の区分については6ページ 1 を参照してください。

(2) 家計基準

（単位：万円）

奨学金の種類	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	299（注１）	340（注１）
第二種奨学金	536	718
併用貸与	284	299
本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の2023年分（１月～12月）の収入金額が、該当の収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の［参考］給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。		

※課程の区分については6ページ 1 を参照してください。

［参考］給与所得控除（配偶者のみ）

年間収入金額（控除前）	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2＋214万円
（ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である）	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3＋174万円
781万円を超える場合	408万円

（注１）第一種奨学金については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、学校に確認してください。
（注２）併用貸与の家計基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。
（注３）収入金額については、27~30ページ「4 収入に関する証明書類及び「【用紙②】収入計算書」の作成」をご覧ください。
（注４）配偶者の給与所得の控除については、選考の際に機構で計算しますので、奨学金申込画面（スカラネット）には、必ず控除前の年間収入金額を入力してください。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金） 家計基準

奨学金申込時における収入金額（詳しくは９ページ参照）が120万円以下であること。ただし、収入金額が120万円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたが利用できなかった人は、収入金額120万円以下とみなします（26ページ 3 参照）。

以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1．借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2．借入申込金額が450万円を超えていないこと
3．使途が教育資金であること
4．保護者等による申込みであること

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記１～４の要件を全て満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）
上記１～４の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×（利用できません）
上記１～４の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

6 貸与奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

(1) 取扱金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

重要

- 初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。
- 振込口座情報等スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。また、初回振込み時は、貸与始期（８ページ 4 参照）からの月額がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）で確認してください。

7 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3.0%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

（参考）在学猶予・返還期限猶予の説明は38ページ 6 (8) を参照してください。

利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。

利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね５年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注１）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注２）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが５年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

①法科大学院に在学し、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた人

②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

●基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。

●増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の４月以降、在学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学校にお問い合わせのうえ、在学校を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知および口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

最新の利率について

8 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・返還据置期間（※）利息の分割額の合計額）は定額です。最終回は端数の調整があります。また、利率見直し方式の場合は5年ごとに毎回の返還額が見直されます。

※貸与終了後や在学猶予（38ページ）期間終了後から返還開始までの期間

（1）利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

［定額返還方式（※）により最長20年間で返還する場合］

（2）利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、残元金に対する利子が変動することにより、返還額が増減します。

［定額返還方式（※）により最長20年間で返還する場合］

（注１）「定額返還方式」の例は以下 **10** 参照。
（注２）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。
（注３）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。
（注４）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（13ページ **10** (2)参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある１月と７月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

9 特に優れた業績による返還免除について

（1）　大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選者委員会の審議に基づき推薦する人について、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ・ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。なお、博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学金の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。（※1）

（2）　博士課程1年次に入学して第一種奨学金（※2）の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として決定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※3）は、返還免除の内定を取り消します。

（3）　2024年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定制度の申請をした人は、スカラネットによる返還免除内定制度の申込みが完了したときに表示された「受付番号」を忘れずに入力してください。

※1　2023年度以降、大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外になります。

※2　第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。

※3　災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった時は、内定取消の対象外です。

JSTが実施する「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた人も対象外になります

10 返還方式

（1）　返還方式の種類と概要

第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については「定額返還方式」となります。

所得連動返還方式
返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例　年収：300万円 → 月額：約 8,600円
　　年収：450万円 → 月額：約 15,400円

特　長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例　8万円を2年間（192万円）借りた場合
→月額：約 12,300円（13年間）

特　長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。

※所得連動返還方式の返還月額は前年の収入（所得）により変動します。前年の収入（所得）が少なければ、毎月の返還額が少なくなり、返還期間が延びます。前年の収入（所得）が多ければ、毎月の返還額が多くなり、返還期間が短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。
※年収と返還月額は目安です。定額返還方式の返還月額は貸与総額に応じて決まります。
※第一種奨学金のみ返還方式を選択することができます。第二種奨学金は定額返還方式で固定されます。

●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金	第一種奨学金のみ	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	**機関保証制度（保証料が必要）のみ**	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
	※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合に限り、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは：第一種奨学金が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望すること	
返還月額の算出	採用時に提出したマイナンバーを利用して取得（返還２年目以降）した前年の所得情報に基づき10月～翌年９月の返還月額を算出 （「課税対象所得（課税総所得金額）」×９％÷12）（１円未満の端数は切り捨て） （参考）マイナンバーの提出方法については33ページ 3 ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくことになります。	貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 （参考）本ページ 10 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能 （減額返還制度は利用不可） （参考）38ページ 6 (8)	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 （参考）38ページ 6 (8)

※所得連動返還方式を選択した人が、マイナンバーを提出しなかった場合は、定額返還方式により算出した返還額（月額）により返還します。

(2)「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法

② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（１月と７月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

毎月の返還のイメージ

（3）返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式　→　所得連動返還方式	・貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 ・**人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。** ・あなたのマイナンバーを提出したことがない場合は、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 ・月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式　→　定額返還方式	・**貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。** ・なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の４月以降、在学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学校にお問い合わせのうえ、在学校を通じて変更の手続きをしてください。 ・保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外

11　個人信用情報機関の登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については15ページをご覧ください。また、個人信用情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

（1）返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
（2）奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
（3）一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から５年後に削除されます。
（4）個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】

１．申込み～採用決定、振込
①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
②採用決定
③奨学金の振込み
２．返還開始～延滞発生
④返還開始
⑤延滞発生
⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上）
３．会員による個人信用情報の利用
⑦ローン・クレジットの利用申請
⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
⑩会員（銀行等）による契約の判断
４．機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済完済）
⑪代位弁済請求
⑫代位弁済
⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後５年以内）
⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後５年以内）
５．人的保証制度加入者の例
⑱個人信用情報機関への強制回収手続き情報の登録

【個人信用情報同意条項】

機構における、個人信用情報機関への登録及び利用は、返済が延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報機関の利用・登録等）

1．私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

　また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から１年を超えない期間
官報の情報	破産手続き開始決定を受けた日から７年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から５年を超えない期間

2．私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3．前２項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

　全国銀行個人信用情報センター

　　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

・（株）日本信用情報機構

　　https://www.jicc.co.jp

・（株）シー・アイ・シー

　　https://www.cic.co.jp

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

（代位弁済後の情報提供について）

4．私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

（注）全国銀行個人信用情報センター、（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

12 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の２つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「保証機関（協会）」という。）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（18ページ **12** **［人的保証制度］(1)**参照）。 ※必要な書類（18ページ **12** **［人的保証制度］(4)**参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証　→　人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証　→　機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に在学校を通じて願い出ることができます。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

［機関保証制度］

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は42ページを参照してください。協会のホームページ（http://www.jees.or.jp/）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式（12～14ページ **10** **(1)**参照）を「所得連動返還方式」とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。**この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります**。

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は33ページ **4**

(2) 保証範囲と保証期間

保証範囲は、元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額は、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、40～41ページ「参考１ 機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

（4）保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで

① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。

② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。

③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

（5）保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。

② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。

③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

（6）機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は保証料分も含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

（7）保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。また、請求に応じない場合は、法的手続き（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

[人的保証制度]

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ１人ずつ、合計２人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた**「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります**。

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は33ページ 4

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保　証　人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の２分の１となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の**(4)**の書類を提出してもらう必要があります。

（注）「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、その都度連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可）（誓約日（返還誓約書に印字される日付）から３か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	（例）源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可）及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	19～20ページの連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。　△：選任した人によっては提出が必要な場合がある。　×：提出は不要。

※併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※確定申告書（控）については20ページ（注2）参照

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件　【原則、父母】　次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、４親等以内の親族の人。	例外として、４親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは19～20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
イ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
ウ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
エ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件　【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】　次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ～20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。 ・離婚により親権を失った父母 ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	
エ	４親等以内の親族。	例外として、４親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
オ	スカラネットに入力する誓約日時点（2024年４月以降）で65歳未満の人。	例外として、スカラネットに入力する誓約日時点（2024年４月以降）で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	スカラネットに入力する誓約日時点（2024年４月以降）で成年（18歳）に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【４親等以内の主な親族】

４親等以内の親族とは、「４親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。

連帯保証人・保証人の選任条件の例外

18～本ページ**(5)**の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人（20ページ参照）であれば選任できます。

- ４親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合　※あなたが成年者の場合のみ
- 離婚した父母を保証人に選任する場合
- あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- 配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ４親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- スカラネットに入力する誓約日時点（2024年４月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件Ａ～Ｃのいずれか１つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す**「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。**証明書の詳細は「返還保証書」を確認してください。（「返還保証書」は採用された後、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類（コピー可）
A	給与所得者：年間収入金額 ≧ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注１）（注２）
	給与所得者以外：年間所得金額 ≧ 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注２）
B	預貯金残高≧貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書、取引残高報告書（評価額がわかるもの）（注３）
C	固定資産の評価額≧貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書（注３）

（注１）年金収入は給与として取り扱います。
（注２）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。確定申告書（控）は税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は、確定申告書（控）に「受付結果（受信通知：メール詳細）画面」又は「即時通知」を添付してください。
（注３）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から３か月前以降に発行されたものを提出してください。
※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書（登記事項証明書（全部事項証明書））が必要となることがあります。

上記のＡ～Ｃを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	（預貯金残高÷16年（注４））＋年間収入（注５）≧ 320万円（注６）
A+C	（固定資産の評価額÷16年（注４））＋年間収入（注５）≧ 320万円（注６）
B+C	預貯金残高＋固定資産の評価額≧貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	（預貯金残高＋固定資産の評価額）÷16年（注４）＋年間収入（注５）≧ 320万円（注６）

（注４）16年は平均返還予定年数
（注５）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。
（注６）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得≧220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について　よくある質問】

Ｑ１	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
Ａ１	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（19ページ②保証人の選任条件 ウより、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。

Ｑ２	離婚した父（母）を保証人に選任することはできますか。
Ｑ３	申込者本人が養子縁組している場合の実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Ｑ４	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
Ａ２～４	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（４親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力することが必要です。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（19～20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。

Ｑ５	2024年３月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
Ａ５	スカラネットに入力する誓約日時点（2024年４月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人を保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は２親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

13 再貸与

過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表［大学院の課程の区分］参照）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合がありますが、所定の要件を満たす場合、現在在学している学校の卒業予定期まで再び奨学金を受けることができます。これを再貸与といいます。以下の通り、第一種奨学金と第二種奨学金で再貸与を受けられる回数が異なります。（以下の「★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合」を参照）

第一種奨学金の再貸与：**全ての学校区分を通じて**１回限り再貸与可能

第二種奨学金の再貸与：**各々の学校区分において**１回限り再貸与可能

［大学院の課程の区分］

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※６年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（４年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合

（貸）…貸与可能
（×）…貸与不可

14 「授業料後払い」制度

2024年秋から、「授業料後払い」制度が開始される予定です。

2024年度に「授業料後払い」制度に申し込むことができるのは、次の（ア）（イ）のいずれかに該当する方のみです。いずれにも該当しない方は、在学中に制度を利用することはできませんので、この章は関係しません。

（ア）2024年度春の大学院修士課程入学者で、令和５年度までに、大学学部等で「修学支援新制度」を利用したことがあり、学部等卒業後に就労等を経ずに大学院に進学した方（※）

（イ）2024年度秋以降の大学院修士課程入学者

該当する方は、現行の第一種奨学金と「授業料後払い」のいずれか一方を利用することができます。例えば、春の在学採用において第一種奨学金に採用された方は、秋に授業料後払い制度に申し込むことができません。ご利用される際には、現行の第一種奨学金と比べてどちらが自分にとって適切か、よくご検討の上、お申込みをお願いします。

（※）ご利用できない学校がありますので、大学院にご確認ください。

【制度の概要】

「授業料後払い」制度は、制度を利用する大学院修士課程等在籍者について、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得に応じて後払いすることを目的とする仕組みです。

具体的には、第一種（無利子）奨学金の枠組みによって、従来、奨学生本人に限っていた奨学金の振込先を、奨学金のうち授業料相当額について学校の受領を認め、学校がそれを授業料に充てることによって、学生が在学中に授業料を直接納付しない（※）ことを実現するものです。

このため、基本的には第一種奨学金の貸与を受けるときと同様の手続きが必要となります。あなたが在学中に受けた「授業料後払い」制度による支援は、支援の終了後に奨学金として返還しなければなりません。また、第一種奨学金と同様、優れた業績による返還免除制度の対象になります。

（※）本制度を利用した場合の授業料の納付方法は、本制度に申し込む前に在籍している大学院にご確認ください。

第２部　申込手順等

貸与奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を在学校へ提出すること、及び②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力することが必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を学校に提出しないと、スカラネット入力を行うことができません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1　申込みの流れ

※本学における申込の流れは異なります。
「申込のしおり」P2～P3でご確認ください。

申込みの手順は次のとおりですが、別途在学校から指示があった場合はそれに従ってください。

≪1≫　「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成

本冊子に挟み込んでいる「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「【用紙③】確認書兼同意書」という）の記載内容（個人信用情報の取扱いに関する同意条項を含む）を確認のうえ、あなたが記入・自署をして提出してください（「【用紙③】確認書兼同意書」の記入例を参照してください）。

≪2≫　選択事項（貸与月額、振込口座、利率の算定方法等）の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

項目	参照ページ	項目	参照ページ
①奨学金の申込情報	24ページ●奨学金申込情報	④利率の算定方法	11ページ 7 参照
②奨学金の貸与額	6ページ 1 参照	⑤保証制度	16～20 12 参照
③奨学金振込口座	10ページ 6 （1）参照	⑥返還方法	12～14ページ 10 参照

≪3≫　「証明書類」等・「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」の準備

≪4≫　「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」の記入

≪3≫で準備した書類を参照しながら、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入してください。

≪5≫　申込書類（「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」、「収入に関する証明書類」等）を在学校へ提出

定められた期限までに必要書類を在学校へ提出します。提出前に必要書類が不備なく整っているか確認してください。25ページ 2 「必要書類と提出先の確認」を参照してください。

≪6≫　在学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領

在学校が提出書類を確認のうえ、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザID・パスワード）」を交付します。同時に「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

≪7≫　スカラネット入力

在学校が定めた期限までに、スカラネットより申込みを行います。申込みは、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、31～32ページ「 5 スカラネットによる申込み」を参照してください。

≪8≫　スカラネット入力完了（受付番号を「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」に転記）

入力完了後に表示される**受付番号を「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」に転記**してください。

≪9≫　在学校より追加の書類の提出指示（入学時特別増額貸与奨学金希望者で、必要書類の提出が必要な人）

入学時特別増額貸与奨学金希望者で、追加で書類の提出が必要な人は、在学校より提出の指示があります。26ページ「 3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ」を参考に必要書類をととのえてください。

●奨学金申込情報　※解説をよく確認し、スカラネット入力時には間違いのないよう入力してください。

スカラネット Ｃ－奨学金申込情報の表示		解説
貸与中の奨学金なし	（1）　第一種奨学金のみ希望します。	第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
	（2）　第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	**第１希望：第一種　第２希望：第二種** 第一種奨学金が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
	（3）　第二種奨学金のみ希望します。	第一種奨学金の基準に該当しない。又は第一種奨学金を希望しない。
	（4）　第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない（どちらか一方のみの貸与は希望しない）。
	（5）　併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみ希望します。	**第１希望：第一種と第二種（併用）　第２希望：第一種** 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望する（第二種奨学金のみの貸与は希望しない）。
	（6）　併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	**第１希望：第一種と第二種(併用)　第２希望：第一種　第３希望：第二種** 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
	（7）　併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	**第１希望：第一種と第二種（併用）　第２希望：第二種** 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金を希望する（第一種奨学金のみの貸与は希望しない）。
貸与中の奨学金あり	（8）　第二種奨学金の貸与を受けていますが､第一種奨学金への変更を希望します。	貸与中の奨学生番号の入力が必要 下表の注意事項を参照 貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金への変更を希望する。
	（9）　第一種奨学金の貸与を受けていますが､第二種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金から、第二種奨学金への変更を希望する。
	（10）第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種奨学金の貸与を希望する。
	（11）第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種奨学金の貸与を希望する。
	（13）第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。	**第１希望：第一種と第二種（併用）　第２希望：第二種への変更** 貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種の貸与を希望する。第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金への変更を希望する。
	（14）第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学金への変更を希望します。	**第１希望：第一種と第二種（併用）　第２希望：第一種への変更** 貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種の貸与を希望する。第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金への変更を希望する。

※（12）は欠番です。

「●奨学金申込情報」の注意事項

希望する申込区分		注意事項
(5)～(7）を希望		併用貸与が不採用になった場合を想定して第2希望の貸与奨学金の月額を選択してください。なお、採用後、貸与月額を減額することができます。
予約採用候補者が在学採用で(8)、(9)、(13）又は（14）を希望	①	予約採用の奨学生番号が決定している場合： スカラネット入力においては（8)、(9)、(13）又は（14）を選択し、貸与中の奨学金の奨学生番号を入力してください。
	②	予約採用の奨学生番号が決定していない場合： スカラネット入力においては（1）又は（3）を選択し､別途（8)､(9)､(13）又は（14）を希望していることを学校担当者に申し出てください。
予約採用候補者が在学採用で（10）又は（11）を希望	①	予約採用の奨学生番号が決定している場合： スカラネット入力においては（10）又は（11）を選択し、貸与中の奨学金の奨学生番号を入力してください。
	②	予約採用の奨学生番号が決定していない場合： スカラネット入力においては（10）又は（11）を選択し、貸与中の奨学生番号入力欄は空欄のままにしてください。

※緊急採用・応急採用を申し込む場合は、（1）（3）（4）（10）（11）の中から希望するものを１つ選んでください。
※申込区分（8)～(14）を希望し、不採用となった場合でも貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。

2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。
※奨学金の申請時に提出した一部を除く書類は返却しませんのでご留意ください。

必要書類		概要・備考	提出先
1	【全員】 「【用紙③】確認書兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書」	機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類	在学している学校
2	【全員】 「収入に関する証明書類」	27～30ページ参照	
3	【該当者のみ】 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	申込者本人（あなた）が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類（7ページ参照） （いずれか1点） ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） 等、在留資格・在留期間（※1）（※2）が明記されているもの 「家族滞在」の場合のみ上記に加えて ・出入国記録の写し（原本）（※3） ※1「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2 申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類（コピー）を在学校に提出してください。 ※3 ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。	
4	市区町村で発行された学生本人の「住民票」	33ページ 4 参照	
5	「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」 及び 「【用紙②】収入計算書」		あなた⇔在学している学校
6	（機関保証の場合） 本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等	16ページ 12 ［機関保証制度］（1）、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」 7 ページ「2.本人以外の連絡先について」参照	在学している学校
7-1	（人的保証の場合） 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」	18ページ 12 ［人的保証制度］（4）参照	
7-2	（人的保証の場合） 連帯保証人の「収入に関する証明書類」		
7-3	（人的保証の場合） 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」		
7-4	（人的保証の場合で例外に該当する人を選任する場合） 選任する人の「資産等に関する証明書類」		
8	その他大学院が指定する書類		

3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ

10ページ 5 で案内した入学時特別増額貸与奨学金について説明します。

≪1≫ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件と交付時期

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の（1）又は（2）のいずれかを満たす必要があります。

（1）奨学金申込時の家計基準における収入金額（9～10ページ 5 参照）が120万円以下となる人
⇒在学校の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

（2）上記（1）以外の人で必要書類を提出した人
奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円を超える人は、在学校へ以下≪2≫の必要書類を提出する必要があります。収入金額が120万円を超え、書類提出必要者であるかは在学校から伝えられます。
必要書類を提出できる時期は採用後になるため、**入学時特別増額貸与奨学金の振込みまでには時間を要する**場合があります。

≪2≫ 入学時特別増額貸与奨学金の書類提出必要者（収入金額が120万円を超える人）

入学時特別増額貸与奨学金の書類提出が必要と在学校から連絡を受けた人は、在学校が指定する期限までに、下表の必要書類（第一種奨学金はア及びイ、第二種奨学金及び併用貸与はア～ウが必要）を不備なくととのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。

	必要書類	説明
ア	「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	在学校から受け取り、記入してください。
イ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください）	公庫が定める申込みの要件を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された人に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された人、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた人、又は公庫が定める申込みの要件を満たさない人は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。
ウ	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」（第二種奨学金申込者のみ必要）	在学校から受け取り、記入してください。 人的保証制度を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。

重要

- 入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- 公庫が定める申込みの要件は、公庫にお問い合わせください。
（参考）10ページ「公庫が定める「国の教育ローン」の要件」
- 公庫の「国の教育ローン」の融資を受けることができた人は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。

4 収入に関する証明書類及び「【用紙②】収入計算書」の作成

収入は、原則として本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の2023年（１月～12月）の収入金額で判定します。ただし、本年見込（2024年１月～12月）の収入が、前年（2023年１月～12月）の収入に対して変動している場合は、前年の収入に加えて、本年見込の収入も申告していただく必要があります。その場合は本年見込にて判定します。（変動したとは、別の勤務先に変わったり、アルバイトの数が変更になった場合などを指します。収入の若干のゆらぎについては変動に含みません。）

また、前年の収入については、全ての証明書類（コピー可）の提出が必要となります。

① 配偶者が定職収入の場合は、配偶者の証明書類の提出が必要となります。
② 提出された証明書類は返却できません。

提出が必要な証明書類は、前年と本年の収入の変動有無により異なります。以下のいずれかを確認のうえ、証明書類を提出してください。

【収入に関する証明書類】

28～30ページの収入について、それぞれ算出してください。

【収入の変動なし】	【収入の変動あり】
前年（2023年１～12月）の収入金額と 本年（2024年１～12月）の収入見込金額に変動なし 〔前年≒本年〕	前年（2023年１～12月）の収入金額と 本年（2024年１～12月）の収入見込金額に変動あり 〔前年＞本年 又は 前年＜本年〕
↓	↓
【提出書類】 前年（2023年１～12月）の証明書類	**【提出書類】** 前年（2023年１～12月）の証明書類と 本年（2024年１～12月）の証明書類 （注）本年の証明書類は複数収入がある場合は**変動のあるもののみ**提出

証明書類の種別と「【用紙②】収入計算書」への収入（見込）額の記入の仕方

上記の【収入に関する証明書類】に応じて、必要な証明書類を揃え、「【用紙②】収入計算書」に記入してください。

① **収入に関する金額は、１万円未満を切り捨てて記入**します。
② **収入金額を推算する必要がある場合（又は日本円に換算する必要がある場合）は、「【用紙②】収入計算書」裏面の余白に計算式を記入**してください。
③ **収入金額が合理的な金額であるよう申告**してください（収入の合計金額を「０万円」とする等、学費や生活費に不十分な金額とはしないでください）。
④ 収入に関する証明書類は、「【用紙②】収入計算書」裏面に貼付して提出してください。

「【用紙②】収入計算書」で算出した金額を「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」9ページの「I-あなたの所得情報」に必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

収入	対象者		該当する主な収入	該当年		提出書類	「【用紙②】収入計算書」に記入する収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
定職	○	○	常勤の収入	○	—	給与所得者： 2023年（1～12月）の「源泉徴収票」のコピー 給与所得者以外： 2023年（1～12月）の「確定申告書（控）」又は「市県民税申告書（控）」のコピー ※確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書（その２）のいずれか一つを添付してください。この場合、確定申告書（控）と添付の証明書の対象年度が異なっていても差し支えありません。 ※確定申告をｅ－ｔａｘなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」の第一表及び第二表を添付してください。	給与所得者： 「源泉徴収票」の「支払金額（税の控除前の金額）」 給与所得者以外： 「確定申告書（控）」又は「市県民税申告書（控）」の「所得金額」 勤務先が３つ以上ある場合は、収入計算書の「定職2」に残りの合計額を記入してください。
	○	○		—	○ （注１）	給与所得者： ・「年収見込証明書」（コピー不可） ・給与明細のコピー （原則として、直近３か月分以上を提出） ・退職証明書 給与所得者以外： 帳簿等のコピー	給与所得者： ・「年収見込証明書」の年収見込金額 ・給与明細の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額 給与所得者以外： 帳簿等から所得年額を推算した金額 ※収入金額を推算する必要がある場合は、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入。
アルバイト	○	—	定職以外の収入	○	—	「源泉徴収票」、給与支払証明書等のコピー	「源泉徴収票」、給与支払証明書の支払金額
	○	—		—	○ （注２）	・「年収見込証明書」（コピー不可） ・給与明細のコピー （原則として、直近３か月分以上を提出） ・退職証明書	・「年収見込証明書」の年収見込金額 ・給与明細の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額 ※収入金額を推算する必要がある場合は、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入。 アルバイト先が４つ以上ある場合は、収入計算書の「アルバイト３」に残りの合計額を記入してください。

収入	対象者		該当する主な収入	該当年		提出書類	「【用紙②】収入計算書」に記入する収入額・収入見込額	
	本人	配偶者		前年	本年			
父母等からの給付額	○	—	本人の日常生活を営むうえでかかる経費のうち、父母等の家計から支出されたもの ※授業料･通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上してください。	○	○	給付年額の証明 ※「【用紙②】収入計算書」裏面の「父母等からの給付額（★）」欄に父母等が記入、自署。	自宅通学者	食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額 ※日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
							自宅外通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額 ※父母等からの仕送りによる、授業料・住居費・光熱費の支出等を指します。
奨学金	○	—	貸与・給付奨学金(他団体のものも含む) ※現在申込中のものは除く（注 3）	○	—	・奨学金受給額を証明する書類のコピー ・貸与奨学金返還確認票（機構奨学金の場合）のコピー	奨学金の貸与・給付額	
				—	○		奨学金の貸与・給付額及び貸与・給付見込額（機構奨学金で、機関保証の場合は保証料を含む） ※見込額を計算する必要がある場合は、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入。	
その他の収入	○	—	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取崩額等（注 4）	○	○	・雇用保険受給資格者証のコピー ・各種手当の通知書のコピー ・生活費の出入れに使用している預貯金通帳（口座名義と直近３か月程度の記帳部分）のコピー	・失業給付・児童扶養手当等の受給額 ・預貯金取崩しの合計額 ※預貯金を取り崩して生活をしている場合は、取り崩した預貯金額を記入。 ※金額を推算する必要がある場合は、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入。	

（注１）定職の本年見込収入金額を計上する場合

① 2024 年 1 月以降申込月までに得た収入金額、及び申込月以降 2024 年 12 月までの収入見込金額の合計を「【用紙②】収入計算書」「本年見込用（表）」の「定職　収入額」欄に記入します。

② 収入年額の推算については、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：5 月申込みにあたり、給与明細のコピー（1 ～ 4 月分）を提出。
⇒（1 ～ 4 月分の収入金額合計）÷ 4 × 8（5 ～ 12 月分）… 5 ～ 12 月の収入見込金額
⇒（1 ～ 4 月分の収入金額合計）＋（5 ～ 12 月の収入見込金額合計）…推算年額

（注２）アルバイトの本年見込収入金額を計上する場合

① 2024年１月以降申込月までに得た収入金額、及び申込月以降2024年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計を「【用紙②】収入計算書」「本年見込用（表）」の「アルバイト　収入額」欄に記入します。

② 収入年額の推算については、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：（5月申込の場合）給与明細のコピー（１～４月分）を提出。
⇒（1～４月分の収入金額合計）÷４×８（５～12月分）… ５～12月の収入見込金額
⇒（1～４月分の収入金額合計）＋（５～12月の収入見込金額合計）…推算年額

③ 申込時点でアルバイトの実績がない場合は、本年見込収入額として計上は不要です。
例：（5月申込の場合）4月にアルバイトを辞めたため、申込時点でアルバイトを行っていない。
⇒本年見込収入額として4月までの収入は計上不要

④ アルバイト収入がある人で、本年見込欄に収入金額を書き込んだ場合は、実働の就労時間（週当たり）の記入が必要です。
（注１）短期アルバイトを複数行っている場合は、年間の実働就労時間を推計し、そこから週当たりの就労時間を算出してください。
（注２）宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。

（注３）申込中の奨学金がある場合

申込時点で奨学金の貸与・給付の実績がない場合は、本年見込収入額として計上は不要です。

（注４）預貯金を取り崩して生活している場合

① 「【用紙②】収入計算書」の「その他の収入」欄に、取り崩した預貯金額を記入してください。

② 奨学金や収入の有無にかかわらず、預貯金を取崩して生活している場合は、生活費の出入れに使用している預貯金通帳（口座名義と直近３か月程度の記帳部分）のコピーを提出してください。

○「本年見込」欄の記入に当たっての留意点

収入変動の状況	「本年見込」欄に記入（入力）する内容
2024年（1月～12月）中に途中就職した場合	無職の期間の収入金額等（父母等からの給付金やその他の収入）、及び2024年12月末までの収入金額等（見込み）の合計
2024年（1月～12月）中（申込月まで）に途中退職した場合 ※予定は除く	2024年12月末までに退職した定職・アルバイト<u>以外</u>の収入金額等（見込み）の合計 ※申込月までに退職した定職・アルバイトは含めないでください。
2024年（1月～12月）中（入学又は進級月の前月まで）に受けていた奨学金が終了した場合 ※予定は除く	2024年12月末（入学又は進級月の前月）までに終了した奨学金<u>以外</u>の収入金額等（見込み）の合計 ※入学又は進級月の前月までに終了した奨学金は含めないでください。
2024年（1月～12月）中に収入が増減した場合	2024年１月以降申込月までに得た収入金額及び申込月以降2024年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計 例：2024年3月まで月収15万円で、2024年4月以降月収12万円の場合 本年見込収入金額は、15万円×３か月＋12万円×9か月＝153万円となります。 なお、賞与が支給される場合は、賞与の金額を加算します（ただし、支給の有無が業績によって決定される等の事由により、申込み時点で支給有無が未確定の賞与は除きます）。

※定職又は週21時間以上のアルバイトに従事している人は、退職・休職もしくはアルバイトの週当たり就労時間を21時間未満に減少する意思の有無（ある場合はその予定時期を含む）をスカラネット「I ーあなたの所得情報」で回答してください。

5 スカラネットによる申込み

在学校から指定された申込期限までに、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください（入力期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。送信した申込内容は原則として変更できません。

(1) スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

［パソコン］
O　　S：Windows 10、11
ブラウザ：Microsoft Edge
［モバイル端末］
O　　S：iOS 13 以上、iPadOS 13 以上、Android 8.0 以上
ブラウザ：Mobile Safari、Android 用モバイル版 Google Chrome
（注1）　フィーチャーフォンには対応していません。
（注2）　アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

(2) スカラネット入力に関する注意事項

① 申込画面は８つの画面で構成され、１画面あたり30分の制限時間があります。
② 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
③ 入力文字については、下記の「(3) 文字入力」を参照してください。
④ その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

(3) 文字入力

① **使用不可な文字**

氏名は原則、住民票の記載どおりに入力してください。ただし、次の（ア）～（ウ）の留意点があります。

（ア）旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣　等）。
また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。
（イ）読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。
（ウ）外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票の写しや在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。
・入力方法は下記②の（例）を参照してください。
・アルファベットは使用できないため、カタカナに置き替えてください。
・（申込者本人のみ）銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② **文字数の制限（本人氏名欄）**

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**全角５文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**全角15文字**まで入力できます。スペースは入力しないでください。制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途切れていてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。
※全角漢字氏名欄に６文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。
カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、**途中で切らずにフルネームを入力してください。**

（例）Shougaku Thomas Michael Taro（ショウガク トーマス マイケル タロウ）
・漢字氏名欄　【姓】ショウガク　【名】トーマスマ　（「イケルタロウ」は切る）
・カナ氏名欄　【姓】ショウガク　【名】トーマスマイケルタロウ

(4) スカラネット用ホームページへアクセス（接続）

① ホームページアドレス（URL）の入力
（ア）次のURLを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセスすると「奨学金を希望する方へ」の画面が表示されます。

https://www.sas.jasso.go.jp/
受付時間 8:00 ～ 25:00（最終締切日の受付時間は8:00 ～ 24:00）
※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。
余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。
（入力時間の目安：30分～１時間）

（注）実際の画面と異なる場合があります。

（イ）確認事項を確認した後、「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「在学採用の申込」を選択し、「大学院」または「法科大学院」を選択し、「申込画面へ」ボタンを押します。

② 識別番号の入力

（ア）識別番号は､「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。「ユーザID」は８桁の数字です。
「パスワード」は入力すると●で表示されます。
※「パスワード」確認
「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。

（イ）識別番号の入力が終わったら、画面下の ログイン ボタンを押してください。

（ウ）次の画面に進みます。

これより先は､「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を画面の指示に従って入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、 次へ ボタンを押すと「奨学金申込情報一覧」画面に進みます。

③ 「奨学金申込情報一覧」（申込内容の確認・訂正）
各入力画面において、誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目がみつかった場合は、ブラウザの「×」ボタンで入力を中止し、確認後に再度はじめから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。
全項目を確認して、ブラウザの機能を利用し、画面を印刷して保管してください。

「奨学金申込情報一覧」の内容に相違がなければ、「■重要事項確認（必須）」を全て確認し、 送信 ボタンを押してください。 送信 ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

※この画像はイメージです

④ 受付番号の確認
入力完了後に表示される「受付番号」を「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号」欄に、必ず転記しておいてください。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日及び採用後に必要な手続きについては在学校を通してお知らせします。なお、採用後のお問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

? よくあるトラブル

〈次の画面に進めない時は…〉
①入力に誤り又はもれがある場合、 次へ ボタンを押しても次の画面に進めません。
②その際、エラー発生を示すメッセージと共にその訂正内容等が表示されます。
③指示に従い該当する項目を正しく入力し直してください。

〈入力の途中で間違いに気付いた時は…〉
①次の画面に進んだ場合、途中で誓約画面よりも前の画面には戻れません。
誓約画面から奨学金振込口座画面の間は 戻る ボタンで前の画面に戻ることができます。
②又は「奨学金申込情報一覧」まで進み、訂正を要する画面に戻り、間違いを直してください（上記③参照）。
③②の「奨学金申込情報一覧」で訂正が終わったら画面下の 確定 ボタンを押して「奨学金申込情報一覧」の画面に戻ってください。

〈入力の途中で強制的に終了がかかった時は…〉
この場合、
・入力許容時間（８分割中１画面あたり30分）をオーバーしてしまった
・機構がデータ更新処理を開始してしまった
・スカラネットの動作環境が異なる（31ページ「 5 （1）スカラネットの動作確認済み環境」を参照してください。）
のいずれかが考えられます。
画面内のメッセージに従って申込作業を終了してください。

第３部　奨学金の貸与開始～返還

申込み後、奨学生として決定し、奨学金の貸与開始から返還までの概要は次のとおりです。

1　採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、採用を決定します（決定時期は在学校に確認してください）。学校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人は在学校を通して理由を記した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって廃棄します。

2　奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下「返還誓約書」という）	本ページ 4 参照
「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）	
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ
「マイナンバー提出書」のセット（白色の封筒）	以下３点が封入されています。 ・「マイナンバー提出書」 ・「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」 ・「提出用封筒」（茶色）

3　マイナンバーの提出

採用となった人は、在学校から「マイナンバー提出書」のセット（白色の封筒）が配付されますので、セットに同封されている説明資料をよくお読みいただき、必要書類をととのえて奨学生本人のマイナンバーを機構の指定先に提出してください（提出先は大学院ではありませんのでご注意ください）。提出書類、提出先、提出方法、期限等についてはセットに同封されている説明資料に記載しています。

※過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを既に提出している場合は、マイナンバー及びその他確認書類の提出は不要です。

4　「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を在学校の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、在学校が定めた期限までに提出してください。**期限までに提出しない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

書類	備考
市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	全員提出が必要です。
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証を選択した人は提出が必要です。
連帯保証人・保証人の必要書類 （18ページ 12 **［人的保証制度］（4）** 参照）	人的保証を選択した人は提出が必要です。

（注）「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。
過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを既に提出している場合は、住民票の添付は不要です（必要な添付書類は「返還誓約書」右下に印字されます）。
なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。
（参考）割賦方法の選択の説明は13ページ 10 （2）

5 奨学金貸与中の手続き・注意事項

(1) 貸与を受けている間の注意事項

① 奨学生に採用された後は､｢貸与奨学生のしおり（機構ホームページ掲載)｣をよく読んで､必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
② 在学中は、在学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。在学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、在学校からの呼び出しには必ず応じてください。
③ 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、在学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

(2) 適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年１回（12月～２月頃)「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（裏表紙参照）を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」（スカラネット・パーソナルで確認）に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学金継続願」を提出してください。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。奨学生としての自覚を持って勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

奨学生採用後に変更できる項目

項目	留意事項
奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する（やめる）ことができます。
奨学金振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
貸与月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、35ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の「入学時特別増額貸与奨学金の額」は変更できません。
第二種奨学金の利率の算定方法	貸与時（貸与終了前の一定期間において）は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても35ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の「第一種奨学金＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算出方法」は変更できません。
返還方式	第一種奨学金については、返還方式（「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」）を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください（18～20ページ 12 参照)。
保証制度（人的保証から機関保証への変更）	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります（16ページ 12 参照)。

奨学生採用後に変更できない項目

項目	留意事項
入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
第一種奨学金＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(4) 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

① 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
② 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
（奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です）。
③ 退学：大学等を退学したとき。
④ 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
⑤ 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与終了時に、在学校の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」）、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、（1）で手続きした金融機関の口座からの振替（引落し）によって行われます。振替（引落し）日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

返還額の決定に係る項目の掲載箇所	
利率の算定方法…11ページ 7 (1) 参照	定額返還方式の割賦方法…13ページ 10 (2) 参照
増額貸与利率の算定方法…11ページ 7 (2) 参照	月賦返還の例…36ページ 6 (6) 参照
元利均等返還…11～12ページ 8 参照	奨学金貸与・返還シミュレーション…37ページ 6 (7) 参照
返還方式の種類と概要…12～13ページ 10 (1) 参照	

(3) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(4) 繰上返還を希望する場合

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。

なお、有利子奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間（11ページ参照）利息はかかります。

(5) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を送付します。

(6) 月賦返還の例

第一種奨学金

◆第一種奨学金　2024年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式
				月賦返還額	返還回数（期間）	返還金額と回数
修士課程	50,000円	24か月	1,200,000円	8,333円	144回（12年）	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。返還月額＝「課税対象所得×９%」÷12
		36か月	1,800,000円	11,538円	156回（13年）	
	88,000円	24か月	2,112,000円	12,571円	168回（14年）	
		36か月	3,168,000円	14,666円	216回（18年）	
博士課程	80,000円	36か月	2,880,000円	15,000円	192回（16年）	
		48か月	3,840,000円	16,000円	240回（20年）	
	122,000円	36か月	4,392,000円	18,300円	240回（20年）	
		48か月	5,856,000円	24,400円	240回（20年）	

第二種奨学金（４月から貸与を始める場合）

●定額返還方式の例

◆第二種奨学金

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率1.005%（注１）の場合		返還回数（期間）
			返還総額（元金＋利子）	月賦返還額	
50,000円	24か月	1,200,000円	1,280,162円	8,890円	144回（12年）
	36か月	1,800,000円	1,929,694円	12,369円	156回（13年）
	48か月	2,400,000円	2,598,184円	14,434円	180回（15年）
80,000円	24か月	1,920,000円	2,058,345円	13,194円	156回（13年）
	36か月	2,880,000円	3,133,053円	16,317円	192回（16年）
	48か月	3,840,000円	4,259,255円	17,746円	240回（20年）
100,000円	24か月	2,400,000円	2,598,184円	14,434円	180回（15年）
	36か月	3,600,000円	3,993,042円	16,637円	240回（20年）
	48か月	4,800,000円	5,324,100円	22,183円	240回（20年）
130,000円	24か月	3,120,000円	3,427,282円	15,867円	216回（18年）
	36か月	4,680,000円	5,190,996円	21,629円	240回（20年）
	48か月	6,240,000円	6,921,356円	28,839円	240回（20年）
150,000円	24か月	3,600,000円	3,993,042円	16,637円	240回（20年）
	36か月	5,400,000円	5,989,621円	24,956円	240回（20年）
	48か月	7,200,000円	7,986,212円	33,275円	240回（20年）

法科大学院

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率1.005%（注１）増額部分利率1.205%の場合		返還回数（期間）
			返還総額（元金＋利子）	月賦返還額	
190,000円	24か月	4,560,000円	5,079,415円	21,164円	240回（20年）
	36か月	6,840,000円	7,619,192円	31,746円	240回（20年）
220,000円	24か月	5,280,000円	5,894,223円	24,559円	240回（20年）
	36か月	7,920,000円	8,841,401円	36,839円	240回（20年）

（注１）2023年11月貸与終了者の利率（利率固定方式）です。

（注）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(7)「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。
「奨学金貸与・返還シミュレーション」には、以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。
①下記機構のホームページにアクセスし、「奨学金貸与・返還シミュレーション」をクリックする。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/simulation.html

②二次元コードからアクセス

〈奨学金貸与・返還シミュレーション〉

必要な奨学金や返還するときのことも考えてシミュレーションしてみましょう。

◇STEP１◇
貸与情報（借りる時の情報）を入力します。

◇STEP２◇
貸与情報（STEP１で入力した内容）の確認をします。

◇STEP３◇
返還情報（返す時の情報）入力をします。

◇シミュレーション結果◇
STEP１～３で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。

画面はイメージです。
文言等については変更される場合があります。

(8) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。
減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	１回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	１年以内	通算15年間（180か月）まで
	⚠ 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願出により返還を先送りにする制度です。	１年以内	通算10年間（120か月）まで ※　願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。 在学終了の翌月から数えて７か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※　学校・課程によっては１年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

(9) 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）３%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

個人信用情報機関への登録

返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。

延滞が長期にわたった場合

返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）について全額一括での返還を請求（※）します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続き等を行うことがあります（39ページ参照）。
※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

機関保証制度の場合　保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行までの法的手続きを行うことがあります）。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

人的保証制度の場合　民事訴訟法に基づく法的手続きを行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続きを行った場合、その手続費用も併せて請求します）。

資料　奨学金の返還を延滞した場合

奨学金の返還を延滞した場合

延滞の発生
○ 延滞金が賦課されます。（38ページ参照）

⇩

返還の督促
○ 本人へ請求します。
○ 連帯保証人・保証人へ通知します（人的保証に限る）。
○ 機構が委託した債権回収会社等[注1]が電話による督促をします。
○ 「本人以外の連絡先」に本人の住所等を照会します（機関保証に限る）。
↓
○ 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社[注1]が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
○ 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
○ 延滞３か月以上の場合、個人信用情報機関[注2]に本人の個人情報を登録する対象となります。（詳細は14ページ参照）

機関保証の場合
（保証料を支払っている場合）

⇩

機構からの一括返還請求
○ 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を請求します。（「期限の利益の喪失」）[注4]

⇩

代位弁済請求
○ 機構から保証機関（（公財）日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額について請求を行います。

⇩

保証機関からの請求・督促[注5]
○ 代位弁済がなされた場合、（公財）日本国際教育支援協会から、代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

⇩

強　制　執　行
○ 返済に応じない場合は、（公財）日本国際教育支援協会が強制執行までの法的手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。[注5]

人的保証の場合
（連帯保証人・保証人を立てている場合）

⇩

一括返還請求（支払督促申立予告）
○ 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を請求します。（「期限の利益の喪失」）[注4]
○ また、同時に支払督促申立の予告を行います。

⇩

支払督促申立
○ 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。

⇩

仮執行宣言の申立
○ 支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、裁判所に仮執行宣言の申立をします。

⇩

強　制　執　行
○ 仮執行宣言の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。

裁判所を通した法的手続き[注3]

⚠ 奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて７か月目に返還が始まります（３月に貸与終了の場合、10月に返還開始）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（35ページ参照）を行うことが必要になります。
なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度（38ページ参照）利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

（注１）債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

（注２）個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

（注３）支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。

（注４）期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。

（注５）なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考１　機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、右の二次元コードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

(1) 第一種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士・博士前期課程 専門職大学院課程（2年課程）	50,000	24	1,200,000	144	1,517
	88,000		2,112,000	168	3,054
専門職大学院課程（3年課程）	50,000	36	1,800,000	156	1,602
	88,000		3,168,000	216	3,723
博士・博士後期課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	48	3,840,000	240	3,635
	122,000		5,856,000	240	5,543

（注）一貫制博士課程は、機構のホームページをご覧ください。

	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,027
	200,000		200,000	72	3,958
	300,000		300,000	84	6,858
	400,000		400,000	120	12,716
	500,000		500,000	120	15,895

(2) 第二種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
大学院全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,815
		36	1,800,000	156	1,920
		48	2,400,000	180	2,145
		60	3,000,000	204	2,355
	80,000	24	1,920,000	156	3,119
		36	2,880,000	192	3,687
		48	3,840,000	240	4,392
		60	4,800,000	240	4,326
	100,000	24	2,400,000	180	4,423
		36	3,600,000	240	5,576
		48	4,800,000	240	5,491
		60	6,000,000	240	5,408
	130,000	24	3,120,000	216	6,731
		36	4,680,000	240	7,248
		48	6,240,000	240	7,138
		60	7,800,000	240	7,030
	150,000	24	3,600,000	240	8,491
		36	5,400,000	240	8,364
		48	7,200,000	240	8,236
		60	9,000,000	240	8,112
	190,000 （15万＋4万）	24	4,560,000	240	10,769
		36	6,840,000	240	10,607
	220,000 （15万＋7万）	24	5,280,000	240	12,478
		36	7,920,000	240	12,289

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院課程で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(3) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額（円）	増額貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）	入学時特別増額貸与分の保証料額（円）
大学院全課程	50,000	300,000	24	1,500,000	156	1,951	11,706
			36	2,100,000	180	2,180	13,080
			48	2,700,000	180	2,146	12,879
			60	3,300,000	228	2,591	15,546
	80,000		24	2,220,000	168	3,332	12,498
			36	3,180,000	216	4,082	15,309
			48	4,140,000	240	4,395	16,482
			60	5,100,000	240	4,328	16,230
	100,000		24	2,700,000	180	4,426	13,278
			36	3,900,000	240	5,578	16,734
			48	5,100,000	240	5,493	16,479
			60	6,300,000	240	5,410	16,230
	130,000		24	3,420,000	240	7,363	16,992
			36	4,980,000	240	7,251	16,734
			48	6,540,000	240	7,140	16,479
			60	8,100,000	240	7,031	16,227
	150,000		24	3,900,000	240	8,496	16,992
			36	5,700,000	240	8,367	16,734
			48	7,500,000	240	8,239	16,479
			60	9,300,000	240	8,113	16,227
	190,000（15万＋4万）		24	4,860,000	240	10,773	17,010
			36	7,140,000	240	10,609	16,752
	220,000（15万＋7万）		24	5,580,000	240	12,480	17,019
			36	8,220,000	240	12,291	16,761

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

（特記事項）

① 保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
※40～41ページの保証料額は、2023年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。

② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。

③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときの1回払いとなります。

参考２　機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

（保証の委託）

第1条　私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

（保証の範囲）

第2条　私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

２　前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

（奨学金貸与契約の遵守）

第3条　私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

（保証料等）

第4条　私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

２　前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

３　私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

４　私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

（1）私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

（2）私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

（3）私が、保証料の過払いをしたとき。

（4）違算により保証料の過払いがあったとき。

５　保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

（保証の効力）

第5条　協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

（保証の形態）

第6条　協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

（届出事項）

第7条　私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

２　前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

（調査）

第8条　私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

（保証債務の履行）

第9条　私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

２　協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

（求償権の範囲）

第10条　私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

２　私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

（求償権についての返済期限の猶予）

第11条　私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

（1）災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

（2）高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

（3）外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

（4）生活保護法による生活保護を受けているとき。

（5）その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

２　前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

（1）第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

（2）その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

（求償権についての返済免除）

第12条　私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

２　私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

（返済期限の猶予及び返済免除の手続）

第13条　第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

（返済の充当順序）

第14条　私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

（業務の委託）

第15条　私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

（公正証書の作成）

第16条　私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

（管轄裁判所の同意）

第17条　私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（個人情報の開示、訂正及び削除）

第18条　私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

２　開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

（代位弁済後の完済等の情報の提供）

第19条　私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

（注）本約款は2024年１月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

メモ

おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限	スカラネット申込入力期限
月　　日（　　）	月　　日（　　）　　時まで
スカラネット申込完了時の受付番号	
―　―	

ホームページの便利なコンテンツ

https://www.jasso.go.jp　奨学金　検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。
奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率など
さまざまな条件で、将来の返還額や
返還回数の試算ができます。

スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の
手続きを行うことができるシステムです。採用されたら
必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を
受けた方は、返還明細を確認することもできます。

奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャット
ボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話
でのお問合せの前に、是非ご活用ください。

地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。
詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）

企業による奨学金返還支援（代理返還）

申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。

ナビダイヤル 0570-666-301［ナビダイヤル全国共通］

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）